

第2号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月16日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)
地域名 (地域内農業集落名)	島田北部地域 旧大長村(伊太・相賀・神座・鶴網) 旧伊久美村(白井・二俣・中平・小川・犬間・長島・川口・鍋島・丹原・大森・西向・大平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年4月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

<p>当地域は、旧島田市の北部に位置し、中山間地域にある。</p> <p>旧大長村地区は、茶とともに地域の特産物となっているミカンの栽培が盛んであり、その他、梅、イチジクなどや、施設ハウスを利用したイチゴやトマト、バラなどの栽培も行われている。また、市内の若手農業者が設立した法人が、地域と連携して有機碾茶に取り組んでいる。</p> <p>旧伊久美村地区では、法人や茶農協を中心とした茶の栽培が中心となっており、その他椎茸やワサビ、ホップなどが栽培されている。</p> <p>全体的に、狭小な傾斜地が多いため、後継者が少なく、農地の荒廃化が懸念されるとともに、茶価の低迷や農業資材の高騰が続いているため、農業所得の向上、効率的な農地の基盤整備と担い手の確保が課題となっている。</p> <p>【地域の基礎的データ】農業者(40a以上)365件、中心経営体36件(うち法人4件) 主な作物:茶、ミカン、梅、水稻、イチゴ、トマト、イチジク、花卉、椎茸、ハチミツ等</p>

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

<p>当地域は、茶や水稻以外にも、果樹や施設園芸など、多様な農業が展開されている地域であり、優良農地が広がっている。これらの農業を営んでいる個人及び法人の認定農業者や認定新規就農者が中心経営体となり、農地の集積・集約化を図って、地域農業の担い手となってもらう。</p> <p>茶園は狭小で傾斜地の茶園が殆どであるが、茶園が点在している特徴を活かし、付加価値の高い有機碾茶の栽培を拡大していくとともに、中山間地独特の良質な茶栽培により、加工販売までの6次化及びブランド化を目指していく。また、経営の安定を図るため、椎茸やホップなど、地域に合った茶との複合経営や地域資源を活かした観光農業に取り組んでいく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	488.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	328.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。</p> <p>保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
茶園は傾斜地が多いが、畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により、乗用型管理機での作業が可能となるよう、効率化を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の幹旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻栽培や茶園管理に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカモシカなどによる被害を拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
- ②④碾茶の有機栽培拡大を図り、抹茶加工販売団体との連携により需要の高い海外輸出に取り組んでいく。
- ⑨多様な農業が取り込まれている特色を活かした新たな特産品の開発や、中山間活性化施設などを活かした観光農業を展開していく。